

令和5年 第6回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年5月15日(月)
10時00分から10時30分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (5名)
- | | |
|------|---------|
| 教育長 | 相 澤 要 |
| 教育委員 | 大 塚 保 男 |
| 教育委員 | 鈴 木 桃 子 |
| 教育委員 | 森 野 志 保 |
| 教育委員 | 石 川 貴 工 |
- 4 出席職員 (17名)
- | | |
|------------|---------|
| 教育部長 | 宮 本 栄 一 |
| 指導主幹 | 稲 村 和 典 |
| 指導参事 | 吉光寺 勝 己 |
| 学務・スポーツ課長 | 齋 藤 陽 |
| 学務・スポーツ課主幹 | 恒 川 敦 史 |
| 学務・スポーツ課主幹 | 高 津 寛 人 |
| 学務・スポーツ課主査 | 武 田 文 吉 |
| 学校教育課長 | 池 田 卓 也 |
| 学校教育課主幹 | 堀 込 美 穂 |
| 学校教育課主査 | 高 橋 美 香 |
| 生涯学習課長 | 木戸口 誠 |
| 生涯学習センター長 | 福 原 義 人 |
| 中央公民館主幹 | 今 野 学 |
| 西公民館長 | 小 村 茂 |
| 東公民館長 | 大 坂 恒 夫 |
| 図書館長 | 堺 啓 |
| 郷土資料館主幹 | 戸 田 博 史 |
- 5 議事日程
- 議案第1号 別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 別海町特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する

規則の制定について

議案第3号 別海町教育支援委員会委員の任命について

議案第4号 別海町青少年問題協議会委員の任命について

議案第5号 別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について

議案第6号 別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について

議案第7号 別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について

議案第8号 別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について

議案第9号 別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱について

－【開 会】－

教育長
(相澤要君)

ただいまから、令和5年第6回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は5名です。

別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり、私からひとことご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

連休明けの5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に引き下げられましたが、しばらくは流行を繰り返すことになりそうです。

各学校は、換気など基本的な感染対策をしながら、そして状況をみながら教育活動を進めることとなります。

さて、昨日春の一斉清掃が行われました。

近所のごみを拾っていたところ、若いお母さんが2人の小さいお子さんを連れて参加していました。

思わず、えらいね、ごくろうさん、と声をかけました。

このような光景はずいぶん少なくなったと感じています。

全校生徒で地域の清掃活動に取り組んでいる学校もあります。

それも価値のあることは間違いありませんが、親子で町内会の一斉清掃に参加するのも、地域の一員であるという気持ちを芽生えさせる貴重な機会になるのでは、と思っています。

今月１９日の別海中央中学校を皮切りに、各校で運動会、体育祭が行われます。

授業の中だけでなく学校行事の中でも、最後まで全力を尽くすことや、互いの頑張りを認め合うことを通して、子どもたちが大きく成長してくれることを願っています。

それでは、本日の日程に入ります。

本日は報告のほかに、議案が９件ございます。よろしく願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第２ 前回会議録の承認に入ります。

令和５年第５回の会議録について、事前に委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

第５回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(相澤要君)

日程第３ 報告に入ります。

４月２１日に開催した令和５年第５回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

はい、宮本部長。

教育部長
(宮本栄一君)

それでは、４月２１日に開催しました第５回教育委員会議以降、本日までの行事や実施事業等について、配布しました資料により御報告いたします。

４月２４日に１回目の第４５回別海町パイロットマラソン実行委員会が開催され、教育長と関係職員が出席をしております。

４月２５日に第１回公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会がＺＯＯＭによる開催で、教育長が出席しております。

同日、別海町文化連盟総会が開催され、教育長が出席しております。

４月２７日に別海町特別支援学級合同事業運営委員会総会が開催され、教育長と関係職員が出席しております。

同日、野付学校区学校運営協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席しています。

５月８日に、第２回定例校長会議が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

５月１０日に、根室教育研究所会計監査を教育長が対応しており

教育長
(相澤要君)

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

ます。

同日、第2回別海町議会臨時会が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

5月11日に、第1回定例教頭会議が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

5月12日に、別海町生きる力アッププロジェクト第1回会議が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

同日、別海町スポーツ協会スポーツ功労賞表彰式並びに、評議員会が開催され、教育長が出席しております。

同日、中春別学校区学校運営協議会が開催され関係職員が出席しております。

本日、第6回教育委員会議の開催となっております。

報告事項は以上となります。

－【議 事】－

それでは、日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

はい、堀込主幹。

それでは、議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、内容を説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して行う就学援助について定めるものです。

本件は今般、国の補助制度の改正に伴い本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、改正内容について別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明します。

議案資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容につきましては、改正後の欄でご説明いたします。

別表、第5条関係について国の補助制度の改正に伴い、新入学学用品費及び入学準備金の援助額を60,000円から63,000円に

教育長
(相澤要君)

改正するものです。

下段です。

附則として、この規則は公付の日から施行し令和5年4月1日から適用します。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続いて議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について事務局説明をお願いいたします。

はい、堀込主幹。

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

それでは、議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。

本規則は、特別支援教育の推進を図り児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対して行う教育就学奨励費の支給について定めるものです。

本件は、今般、国の補助制度の改正に伴い、本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し改正内容について別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明します。

議案資料の2ページをお開き願います。

新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容につきましては、改正後の欄でご説明します。

別表第5条関係について、国の補助制度の改正に伴い、新入学学用品費の援助額を57,980円から60,980円に改正するものです。

下段です。

	附則として、この規則は公付の日から施行し令和５年４月１日から適用します。 以上で、議案第２号の内容説明を終わります。
教育長 (相澤要君)	議案第２号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。 何かございませんか。 はい、鈴木委員。
教育委員 (鈴木桃子君)	議案第１号もそうなんですけど、今回、中学生の分だけ上がっていますが、小学生はそのまま中学生の分の金額が上がってる理由を教えてくださいませんか。
教育長 (相澤要君)	はい、堀込主幹。
学校教育課主幹 (堀込美穂君)	こちらの金額ですが、国の補助制度の金額の改正に伴って改正をしているものです。 今年度については御指摘のとおり中学生のみ改正が行われましたので金額をこのように改正しております。 以上です。 よろしいですか。
教育長 (相澤要君)	
教育委員 (鈴木桃子君)	はい。
教育長 (相澤要君)	ほかにございませんか。 よろしいですか。 (「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問等がなければ採決いたします。 議案第２号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので議案第２号について原案のとおり決定することといたします。 続いて、議案第３号別海町教育支援委員会委員の任命について事務局説明をお願いいたします。 はい、高橋主査。
学校教育課主査 (高橋美香君)	それでは議案第３号別海町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。 議案書の３ページをお開きください。 特別の措置を必要とする児童生徒については、障害の状態や本人

の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、さらには教育学や医学、心理学等の見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた、総合的な観点から就学先を決定する仕組みが必要があること、また可能な限り早い段階から本人や保護者、教育現場と情報を共有し、一貫した支援ができるよう指導、助言を行う組織として本委員会を設置しています。

本件につきましては、昨年５月１６日に開会された令和４年第６回教育委員会議において、任期を２年として２５名の委員の任命について承認いただいたところですが、教職員の人事異動及び校内体制等の変更により、昨年度任命した委員に変更が生じたため、改めて変更となる委員の任命について本会議で採決、承認をいただくものです。

議案書の４ページをご覧ください。

こちらに、今回承認いただきたい１１名の方を記載していますが、上から１行目の菅原晋氏と、２行目の綾野正巳氏の２名については、別海町校長会からの選出委員となります。

また、上から３行目の小野映久美氏から、最終行の菅野洋子氏までの９名については、各小中学校からの選出委員となっており、いずれも各校における特別支援コーディネーターまたは特別支援学級担当教員となっています。

なお、任期については別海町教育支援委員会設置条例第４条第２項の規定により、前任者の残任期間となることから令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間としています。

以上で議案第３号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第３号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第３号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第３号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第４号別海町青少年問題協議会委員の任命について事務局説明をお願いいたします。

はい、木戸口課長。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

議案第4号別海町青少年問題協議会委員の任命について説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

本案につきましては、別海町青少年問題協議会条例に基づき、12名の方を2年間の任期で任命しておりますが、本年3月31日をもって任期満了となったことから同条例第2条に基づき、新たに12名の委員を任命するものです。

任期につきましては、同条例第2条第3項に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっています。

本協議会については、地方青少年問題協議会法により青少年の指導、育成、保護及び矯正に係る総合的施策に関する必要な事項を調査審議、或いは関係行政機関相互の連絡調整等を図ることを目的に設置できるとされており、委員の任命に関しても同様の内容として、関連する行政機関の職員等で構成されています。

議案の朗読は省略し、別紙別海町青少年問題協議会委員一覧より説明いたしますので、議案書6ページをお開き願います。

今回協議会委員に任命する方は、一覧最上段の青野社会教育委員長をはじめといたします再任の方が5名で、人事異動や関係機関の役員の変更等による新任の方が、一覧表3段目の菅野訓氏、別海町防犯協会長、4段目の永洞貢氏、町民生委員児童委員協議会長、一覧表2つ置いて岩口裕昭氏、役場防犯・基地対策課長、次の織井恒氏、北海道別海高等学校長、次の森野志保氏、町連合町内会女性部長、次の村山和哉氏、町小中学校PTA連合会長、次に石戸谷友絵氏、役場福祉課長の7名となっており、併せて12名の委員構成となっております。

大変恐縮ではありますが、再任の方については後ほど一覧をご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第4号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので議案第4号について原案のとおり決定す

(相澤要君)

ることといたします。

続きまして、議案第5号別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について、事務局説明をお願いいたします。

はい、木戸口課長。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

議案第5号別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について説明いたします。

議案書7ページをお開き願います。

当研究所は、別海町生涯教育研究所設置条例に基づき、本町の生涯教育に関する調査研究を3つの研究部、幼児教育、学校教育、社会教育により、本町に即応した生涯教育の実践方法を研究することで、生涯教育の振興を図ることを目的に、教育委員会の附属機関として別海町生涯教育研究所を置くこととされており、その委員は同条例第4条及び同条例施行規則第4条に基づき、町内の教育機関及び行政機関の職員から任命及び委嘱することとされています。

ついては、これまで条例や規則に基づいて、17名の方を任命、委嘱しておりましたが、本年3月31日をもって任期満了となったことから、同条例第4条に基づき委員を任命、委嘱するものです。

任期につきましては、同条例第3条に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっています。

なお、議案の朗読は省略し別紙所員一覧により説明いたしますので、議案書8ページをお開き願います。

この度、新たに任命、委嘱したい方は一覧最上段の稲村和典氏、教育委員会指導室指導主幹、一覧表5段下の山崎結衣氏、別海愛光幼稚園副主任、一覧表更に5段下の河村武司氏、中西別中学校教頭、3段下の立澤雅彦氏、教育委員会東公民館副館長の4名となっており、再任の方13名と併せて、17名の委員構成としております。

なお、大変恐縮ですが、再任の方につきましては後ほど、所員一覧表をご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第5号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 5 号について原案のとおり決定することといたします。
中央公民館長 (福原義人君)	続きまして、議案第 6 号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について事務局説明をお願いいたします。
	はい、福原館長。
	議案第 6 号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。
	議案書の 9 ページをお開き願います。
	議案の朗読は省略させていただきますが、本案は別海町公民館設置及び管理等に関する条例第 8 条に基づき、2 年の任期で委員を委嘱しておりましたが、本年 3 月 31 日をもって任期満了となったため、新たに委員の委嘱を行うものです。
	今回委嘱しようとする委員は、議案書 10 ページに示しておりますとおり 6 名が再任、1 名が新任の計 7 名となっており、任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。
	なお、新任の方は一覧表最下段にあります岩瀬恒介氏で、美原地区において酪農業を営まれている方であることを申し添えます。
	以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。
教育長 (相澤要君)	議案第 6 号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。
	何かございませんか。
	(「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問等がなければ採決いたします。
	議案第 6 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので議案第 6 号について原案のとおり決定することといたします。
	続きまして、議案第 7 号別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について事務局説明をお願いします。
	はい、福原館長。
中央公民館長 (福原義人君)	議案第 7 号別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について、内容を説明いたします。
	議案書の 11 ページをお開き願います。
	議案の朗読は省略させていただきますが、中西分館活動推進委員会は 7 名で構成されており、この度これまで委員でありました中西

教育長
(相澤要君)

別小学校教頭の中野幸治氏が、本年４月１日付け教職員の人事異動により委員を辞職されたことから、議案にあります後任の新保理奈同校教頭に委員の委嘱をするものです。

なお、任期は同条例第８条第３項により、前任者の残任期間であります令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間であります。

以上で議案第７号の内容説明を終わります。

議案第７号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第７号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第７号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第８号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について事務局説明をお願いします。

はい、福原館長。

中央公民館長
(福原義人君)

議案第８号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について内容を説明いたします。

議案書、１２ページをお開き願います。

議案第７号と同様に議案の朗読は省略し、次ページにあります一覧表で説明いたします。

当該委員会も、これまで７名で構成しておりましたが、そのうち３名の方が地区役員の変更、改選に伴い本年３月３１日をもって委員を辞職されたことから、その後任の３名を新たに委嘱するものです。

今回新たに委嘱しようとする委員は、お一人目が村松宏氏、お二人目が湯浅嘉謙氏、３人目が村松友希氏で、いずれも上風連地区で酪農業を営まれている方です。

なお、任期は同条例第８条第３項に基づいて、残任期間の令和５年４月１日から令和６年３月３１日の１年間であります。

以上で、議案第８号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第８号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

教育長
(相澤要君)

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教育長
(相澤要君)

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので議案第8号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第9号別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱について事務局説明をお願いします。

郷土資料館主幹
(戸田博史君)

はい、戸田主幹。

それでは議案第9号別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱について説明いたします。

本議案は、別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則第3条に基づき委員の委嘱を行うものです。

今回委員として委嘱するのは、議案書15ページに示しておりますとおり8名で、任期は令和5年6月1日から令和7年3月31日までです。

8名全員が再任で、引き続き整備検討委員として指導、助言をいただきたいと考えております。

委員会の開催予定回数ですが、今年度は3回、来年度2回程度開催を予定しております。

以上で説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第9号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので議案第9号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

教育長
(相澤要君)

それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

はい、池田課長。

学校教育課長

私からコロナウイルス感染症に係る学校生活について説明いたし

(池田卓也君)

ます。

ご存じのとおりコロナウイルス感染症の取扱いが、5月8日から5類へと変更となりました。

変更に伴い文科省から衛生管理マニュアルの改訂、また北海道教育委員会からリーフレットの送付及び通知がありました。

教育委員会からは通知を各学校に送付するとともに、5月1日及び2日付けで、感染症対策の考え方や感染した場合の出席停止の取扱いを記載した保護者宛の文書、また北海道教育委員会からは、出席停止の取扱いや臨時休業の考え方、学校における感染対策についてのリーフレットを児童、生徒を通じて保護者に配布するよう対応しております。

5類への移行後は、学校においても感染症対策が緩和され、今まで通りマスク着用を求めないこととし、今後濃厚接触者の特定は行わないとしながらも、換気や手洗いを重視することとしています。

また、コロナ禍で制限されてきた教育活動については、必要性を十分検討したうえで積極的に実施していくこととしています。

さらに、コロナ禍により1人1台端末が急速に整備されたことによりICT化が大きく進展しました。

今後は、各学校で蓄積された教育実践の工夫をより活かしつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要と考えています。

以上です。

教育長

今の説明に対して御質問等ございませんか。

(相澤要君)

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

その他、事務局からなにかありませんか。

(相澤要君)

(「なし」の声あり)

教育長

それでは、委員の皆様からありませんか。

(相澤要君)

(「なし」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

(相澤要君)

これをもって令和5年第6回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－